

民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく(無報酬)、ボランティアとして活動しています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者・障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

主任児童委員とは

民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

こんなときには相談を

例えば「介護・子育て・生活に不安」「ひとり暮らしの高齢者で不安」「福祉サービスの窓口が分からない」等です。

民生委員・児童委員には守秘義務があります。相談内容や個人の秘密を漏らすことはありません。

お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員、主任児童委員の紹介は、泉区役所福祉保健課運営企画係へお問い合わせください。

泉区役所福祉保健課運営企画係 ☎ 800-2401 FAX 800-2516

編集後記

民生委員・児童委員は全国、すべての市区町村において、日々、活動しています。制度創設 100 周年にあたり、あらためて皆様の身近な存在である民生委員・児童委員の活動への理解を深めていただきたく、編集いたしました。

【広報委員】

光荣 裕 (中川地区)、山上 洋美 (中田地区)、坂本 利恵 (いちょう団地地区)

泉区民児協だより



いずみのぬくもり

第7号

民生委員制度創設
100周年記念号
平成29年11月発行

泉区民生委員児童委員協議会 会長 石井 マサ子

(事務局: 泉区和泉中央北五丁目1番1号 泉区役所福祉保健課内 電話045-800-2401)

民生委員制度 創設100周年を迎えて



民生委員制度創設100周年記念全国民生委員児童委員大会(平成29年7月9日(日)東京ビッグサイト)

民生委員制度は、大正6年(1917年)に岡山県で発足した「済世(さいせい)顧問制度」に始まります。翌大正7年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、昭和3年には方面委員制度が全国に普及しました。発足当初は生活困窮者に対する救護活動が中心でしたが、昭和21年の民生委員令公布により、名称も民生委員に改まり、地域福祉の増進のために幅広い活動を行うこととなりました。

泉区民生委員児童委員協議会 会長 石井 マサ子

民生委員制度が誕生して今年で100年目を迎えました。岡山県で産声を上げ全国へと広まり、今やわが国の福祉の担い手として、民生委員は地域に欠くことのできない存在になっています。

その役割は時代の変化とともに変わってきましたが、信条は変わりません。

高齢化社会と向き合いながら日々地域とともに歩みつつ、70年前から兼ねている児童委員としても「小さな気づき」をもって、次の100年に向けて一歩を踏み出していきます。

これからもよろしくお願ひします。



地域活動への支援
(軽スポーツ大会に協力)

地域活動への支援
(一人暮らし高齢者との旅行会への協力)



地域活動への支援
(高齢者の引きこもり予防に協力)



地域活動への支援
(地域のボランティア活動に協力)

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動



地域活動への支援
(敬老のつどいの運営に協力)



子育て支援
(赤ちゃん教室のお手伝い)



見守り活動
(定期的な訪問を実施)



地域活動への支援
(常設サロンの運営に協力)



他都市地区民児協との連携
(交流会の実施)



平成28年12月1日に
実施した委嘱状伝達式



泉区民生委員児童委員協議会
全体研修会



地域との交流
(住民間の交流の場への参加)